

阿商観第129号
令和7年6月30日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

阿見町長 千葉 繁



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年3月3日付け茨城県告示第245号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ピアシティ荒川本郷
所在地 稲敷郡阿見町本郷三丁目1番地1 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
名称 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
代表取締役 伊藤 光博
住所 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号



3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
特になし	

(2) 理由

--

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。

2 配慮を求める事項は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。